



平成21年度

まちづくり勉強会 (第2回)

■■■ 内 容 ■■■

1. まちづくり基本計画案の変更
2. 都市施設の概略設計（道路）

平成22年1月21日

北 谷 町

1 まちづくり基本計画案の変更

1. 変更検討の経緯

本地区の跡地利用は、役場内の様々な部署に関連するものであり、部署間の横の連携が重要となる。そこで今年度より、関連部署の所属長により構成される「北谷町における駐留軍用地の返還並びに跡地利用促進対策委員会」（以下、跡地対策委員会）を開催し、役場内の合意形成及び意見集約を行っている。

今回の変更は、昨年度の成果の「まちづくり基本計画案」について、跡地対策委員会で協議、再検討し見直したものである。

2. 変更内容

① 玉上宇地原線に接続する補助幹線の設定

- ・玉上宇地原線からの交通を適切に処理する

② 謝苺北線（都市マス構想路線）の設定

- ・都市マス構想を踏まえ、既存桑江市街地とのアクセスを確保する
- ・接続する補助幹線の計画に合わせて、保健相談センター前で十字路となるように接続する

③ 主要区画道路の配置変更

- ・上記①②の補助幹線設定に伴い主要区画道路の配置を見直し

※①～③の道路配置の見直しに合わせ、一般住宅地及び低層低密度住宅地の区域を変更する

④ 賑わい広場の土地種別の見直し

- ・公園に限定せず整備イメージを検討する

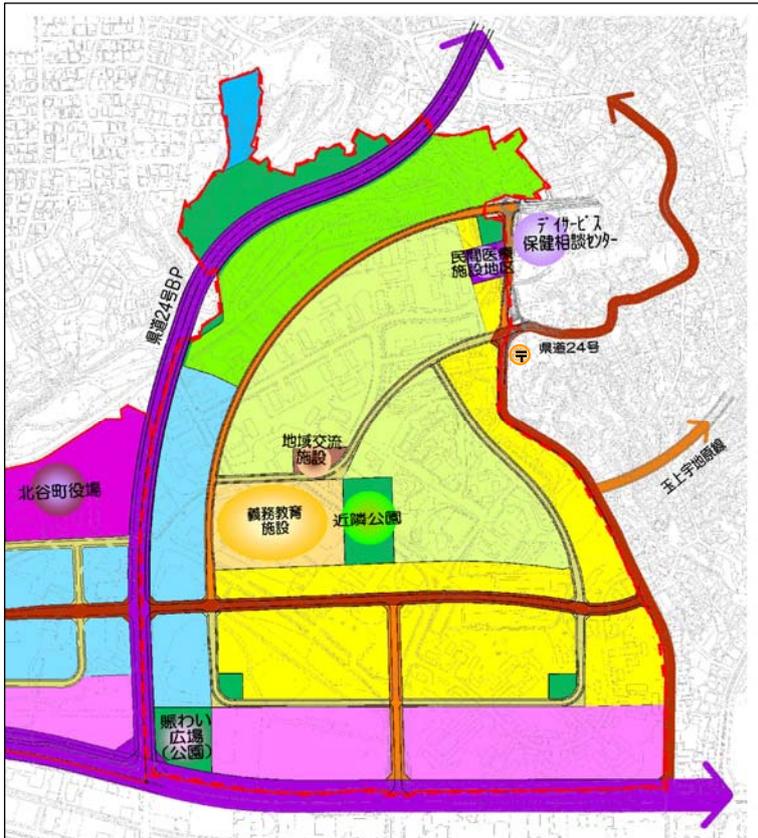
⑤ 義務教育施設用地の面積変更

- ・小中学校どちらの建設にも対応可能な面積（3万㎡）を確保する
- ・義務教育施設、近隣公園、地域交流施設を一体配置とする

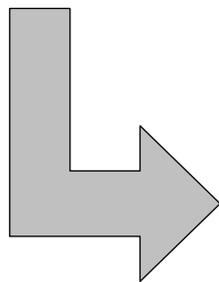
⑥ 業務地の区域を変更（拡大）

- ・将来の行政・業務コアの実現に向け、約 4.5ha を確保する
- ・伊平桑江線に沿って南方向へ拡大
- ・県道 24BP 沿いの業務地は、県道 24 号 BP から利用可能な区域までとする

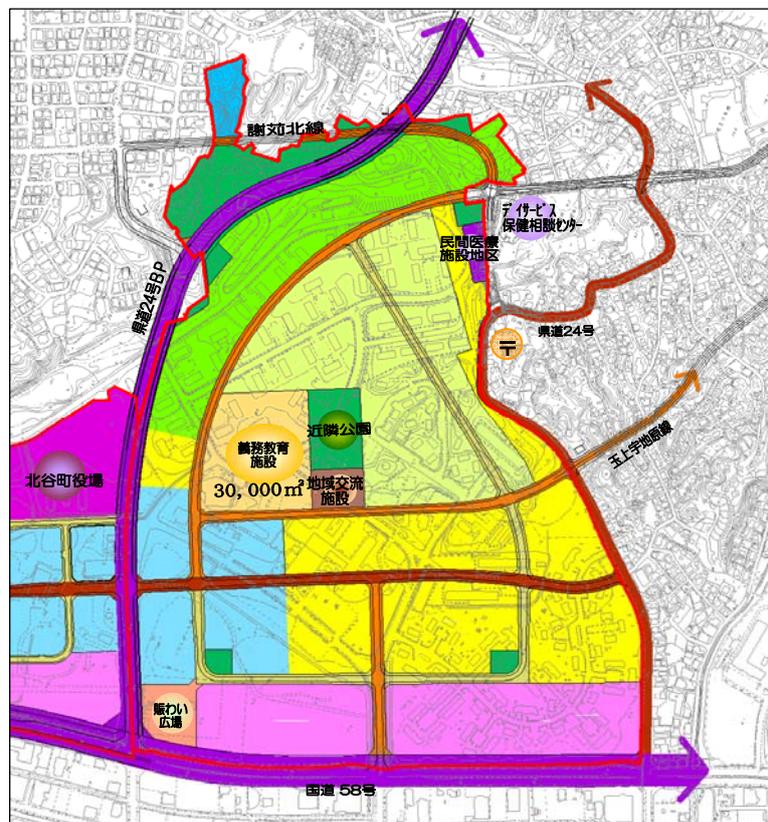
《昨年度案》



凡 例	
記 号	名 称
	地区界
	広域幹線道路
	幹線道路
	補助幹線道路
	主要区画道路
	公園
	保全緑地
	賑わい広場
	水路
	沿道商業地
	業務地
	低層低密度住宅
	多自然型斜面住宅
	一般住宅
	民間医療施設
	教育施設用地
	地域交流施設
	配水池用地



《変更案》

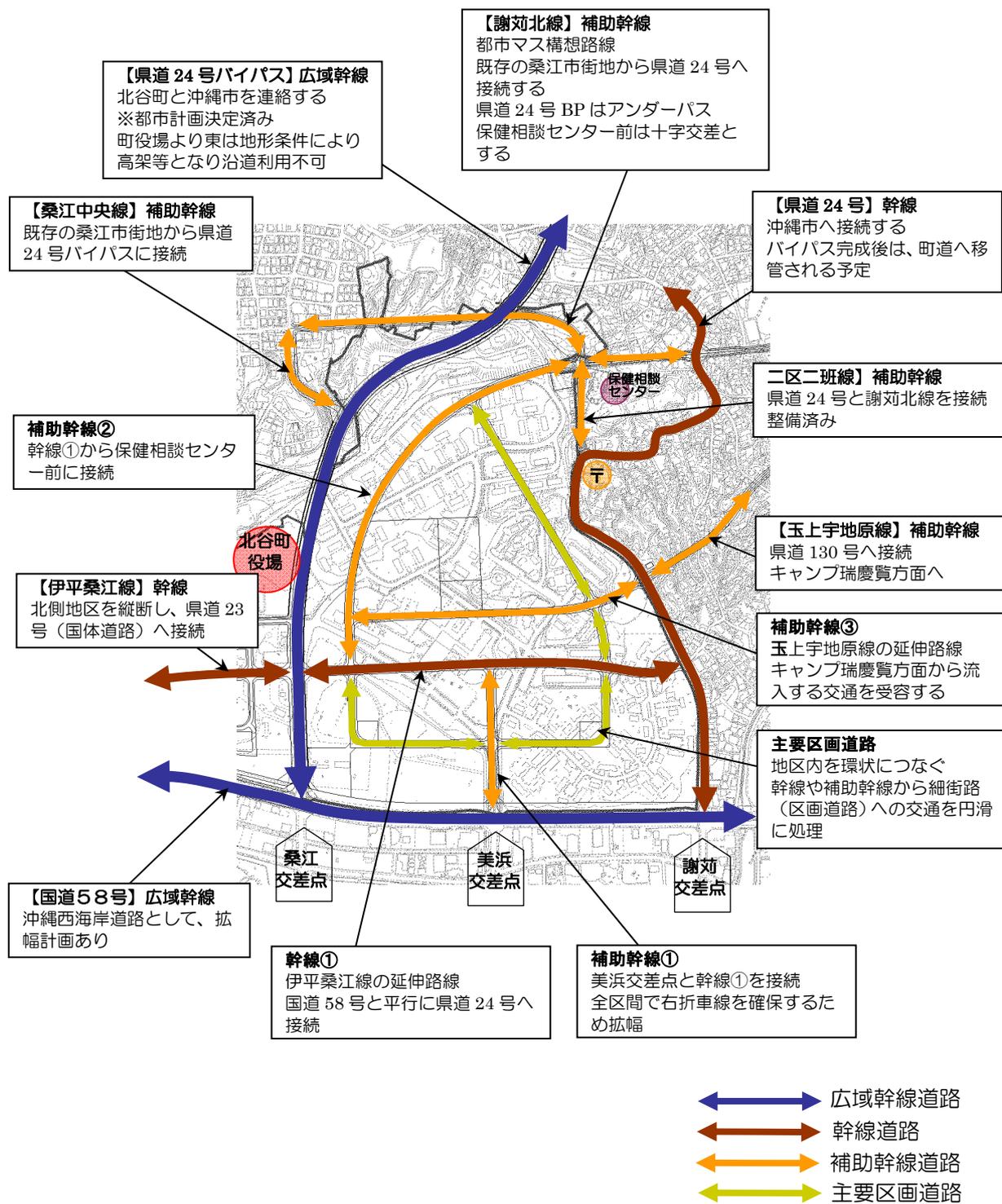


2 都市施設の概略設計（道路）

1. 道路計画の変更

まちづくり基本計画案の見直しにより、道路計画（主要道路の配置）が変更された。そのため、道路計画について再整理し、設計条件の見直しを行う。

1) 本地区の主要道路と周辺の道路状況



2) 道路計画の設計条件

①道路の区分と設計速度

道路計画においては、道路構造令に従い、計画幅員等の道路構造を決める「道路の区分」と、線形等を決める「設計速度」を設定する必要がある。

道路の区分は、地域（都市部 or 地方部）、地形（平地 or 山地）および計画交通量に基づき設定する。本地区の「道路の区分」の設定に関連する表を以下に示す。

≪道路構造令より≫

【道路の区分】

区分	地方部	都市部
高速自動車国道 及び自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

本地区は「第4種」に該当
※第4種は地形による区分なし

【第4種道路の区分】

道路の種類		計画交通量（台/日）			
		10,000 以上	4,000 以上 10,000 未満	500 以上 4,000 未満	500 未満
第4種	一般国道	第1級		第2級	
	都道府県道	第1級	第2級	第3級	
	市町村道	第1級	第2級	第3級	第4級

【第4種道路の設計速度】

区分		設計速度（km/h）
第4種	第1級	60
	第2級	60、50 又は 40
	第3級	50、40 又は 30
	第4級	40、30 又は 20

このような区分に基づき、本地区においては次のように道路の区分を設定する。

都市部においては段階的な道路体系とする必要があり、地区内では伊平桑江線の延伸である幹線①（P3 参照）が上位となる。この幹線①は、伊平桑江線と道路構造を同一にしておくべき路線であることから、第4種第2級（設計速度40km/h）となる。端末の区画道路を第4種第4級（設計速度20km/h）とすると、段階構成から補助幹線道路及び主要区画道路は第4種第3級（設計速度30km/h）となる。ただし、補助幹線①（P3 参照）は、幹線①と国道58号を接続するものであるため幹線①と同等の第4種第2級（設計速度40km/h）とする。

2. 街区及び区画道路の設計

1) 設計の概要

街区の設計は、街区の規模、形状、配置を定めることであり、それは区画道路の配置を決定することでもある。

区画道路の設計にあたっては、これまでに設定した主要道路（幹線、補助幹線、主要区画道路）の配置計画を受けて、道路の段階構成や歩車分離、土地利用計画等に留意して行う。

また、住宅地と商業地では、宅地規模や宅地の使い方が異なることから街区の規模、形状が異なり、住宅地であっても、低層住宅地と中高層住宅地では街区の規模、形状が異なる。従って、街区設計にあたっては、土地利用計画との整合性に留意する必要がある。

2) 区画道路の機能

区画道路は、次のような機能を有している。

《区画道路の機能》

- ①沿道宅地への交通サービス
- ②供給処理施設の収容スペース
- ③立ち話、子供の遊び場等、日常生活に必要な空間の確保
- ④日照、通風等、生活環境保全のための空間の確保
- ⑤街区の形成及びその規模、形状の規定

このうち、配置上の大きな要因となるのは、⑤街区の形成及びその規模・形状である。

3) 街区及び区画道路の配置の考え方

■街区

機能性が高い幹線道路・補助幹線道路・主要区画道路の沿道街区は、利便性の確保及び区画道路の交差による交通への影響緩和を考慮し、街区の長辺が平行となるように配置する。

街区の規模は、住宅地の場合は短辺 35m～40m、長辺 100m～180m を、商業地の場合は短辺 40～60m、長辺 100～150m を目安とする。

■区画道路

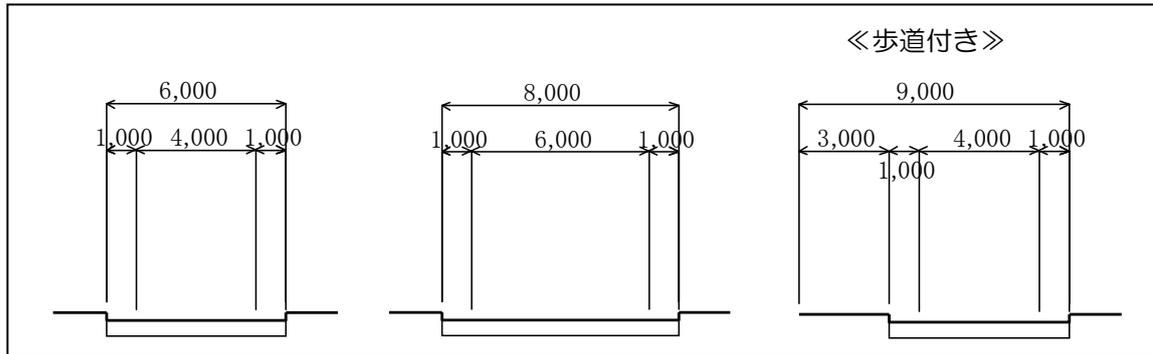
区画道路の通過交通の排除や走行速度の抑制を図るために、起終点はできる限りT字交差となるような配置とする。

教育施設周辺には、より安全な歩行者空間を確保するものとし、歩道付の区画道路を配置する。

■歩行者専用道路

区画道路の配置のみでは歩行距離が長くなるような場合には、歩行者専用道路を配置し動線を補完する。例として、幹線道路・補助幹線道路等の交差点付近では、平行する道路の接続が交差点から離れた位置となるため歩行者専用道路を交差点直近に接続させる。

【区画道路の標準断面図】



4) 区画道路の配置パターン

区画道路の配置パターンの模式図を下記に示す。

